

音声認識システム利用契約に係る入札説明書

「音声認識システム利用契約」（以下「本件」という。）に係る公告に基づく一般競争入札については、松山市契約規則及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名：音声認識システム利用契約
- (2) システム等の仕様：「音声認識システム利用契約に係る入札仕様書」（資料2）のとおり
- (3) 利用期間：令和7年8月1日から令和9年3月31日までを予定（長期継続契約）
- (4) 契約方法：一般競争入札によって契約する。なお、本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更、又は解除することができる。また、その他仕様書の条件の他は契約書によって定めるものとする。

2. 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市議会事務局 総務課
TEL：089-948-6646 ファクス：089-921-1110
メールアドレス：gshomu@city.matsuyama.ehime.jp

3. スケジュール

- (1) 公 告
令和7年5月1日（木）
- (2) 質問受付
令和7年5月12日（月）午後5時まで
- (3) 質問最終回答
令和7年5月14日（水）
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和7年5月15日（木）午後5時 必着
- (5) 入札参加資格確認結果通知
令和7年5月19日（月）
- (6) 入札書の提出期限
(7) 開札の日時と同じ
- (7) 開 札
令和7年5月26日（月）午前10時
- (8) 利用開始
令和7年8月1日（金）を予定

4. 入札参加者の資格要件

入札に参加できる者は、公告日の時点で、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (7) 地方公共団体の市議会において、音声認識システムの提供実績があること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが運用するISMS適合性評価制度のISMS認証を取得していることの証明ができること。

5. 開札までの手続きに関する事項

(1) 本件入札に係る書類

本件入札に係る書類は次のとおりとする。なお、書類については、以下のアドレスに掲載しているので、各自印刷し使用すること。

松山市ホームページアドレス：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp>

※トップページ>市政情報>入札・契約>業務委託(工事に関する委託は除く)に関する調達案件のお知らせ
(各課発注)>一般競争入札、コンペ・プロポーザル方式のお知らせ>令和7年度 内に掲示

【資料】

- ・資料1 入札説明書
- ・資料2 仕様書（仕様書別添含む。）

【入札参加資格関係様式】

- ・様式第1号 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・様式第2号 経営状況等調査表
- ・様式第3号 会社概要
- ・様式第4号 質問書

- ・様式第 5 号 入札書
- ・申請書類チェックリスト

(2) 入札参加資格の確認申請

入札参加希望者は、次の書類を提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号②～⑦の書類は不要とする。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

- ・申請者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、令和 7 年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
- ・令和 7 年度松山市競争入札参加者資格を有している者で委任先を設定している場合は、委任先の住所（所在地）、商号又は名称、支店名、受任者職氏名を記載し、使用印鑑を押印すること。

② 印鑑証明書（原本）

- ・一般競争入札参加資格確認申請書を提出するために押印した実印の証明書（発行後 3 カ月を超えないもの）。

③ 履歴事項全部証明書（原本）

- ・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 カ月を超えないもの）。

④ 完納証明書（原本）又は納税証明書（原本）

- ・次の証明書を添付すること。（発行後 3 カ月を超えないもの）

【松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等）】
松山市（納税課）が発行する完納証明書

【上記以外の場合】

本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。ただし、本店所在地が東京 2 3 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書

※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。

⑤ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）（未納の税額がないことの証明）その 3 の 3

- ・申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後 3 カ月を超えないもの）。

⑥ 直前 2 年度分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）

⑦ 経営状況等調査表（様式第 2 号）

⑧ 会社概要（様式第 3 号）

- ・「4. 入札参加者の資格要件（7）」を満していることが分かるように記載すること。

※記載した業務の契約書の写し、発注者の実績証明書等契約が確認できる書類を添付すること。

⑨ プライバシーマーク使用許諾証の写し又は I S M S 認証取得を証する登録証の写し

⑩ チェックリスト

- ・提出書類をチェックのうえ提出書類の先頭に添付し、書類は番号順に並べて不足等がないように提出すること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出

① 提出方法：持参

②提出期限：令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 5 時（必着）

③提出先：「2. 事務局」

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 1 9 日（月）付で「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を申請者に郵送したうえで、電話連絡を行う。なお、参加資格が「無」の場合は、その理由を付する。

(3) 質問受付・回答

ア 本件の内容等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

①提出様式：「質問書」（様式第 4 号）

②提出先：「2. 事務局」

③提出方法：電子メールによる。このとき、電子メールのタイトルは「質問書【音声認識システム利用契約】（事業者名）」とし、電子メール発信した後、「2. 事務局」へ質問のメールを送信した旨、電話で連絡すること。

④受付期間：令和 7 年 5 月 1 2 日（月）午後 5 時まで

⑤回答：質問に対する回答は、随時電子メールにより回答するとともに、松山市ホームページで公開する。最終回答は令和 7 年 5 月 1 4 日（水）とする。

イ 質問に当たっての留意事項

①本件の入札に必要と判断される質問のみ受け付ける。なお、質問内容は、簡潔に取りまとめて記載すること。

②電子メール以外による質問及び締め切り日以降の質問には応じない。

③質問内容について「2. 事務局」から電子メール又は電話で問い合わせることがある。

(4) 入札書の作成

ア 入札書は、一般競争入札参加資格確認結果通知を受けてから作成すること。

イ 入札書は所定の様式（様式第 5 号）を使用すること。

ウ 入札書に記入する日付は、開札日とすること。

エ 入札参加者の所在地、名称又は商号、代表者職、氏名を記載し、押印のうえ提出すること。

なお、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。

オ 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者で委任先を設定している場合は、委任先の所在地（住所）、名称又は商号、支店名、受任者職、氏名を記載し、使用印鑑を押印すること。

カ 入札者は、契約履行に必要な一切の諸経費を含めた総額を見積もること。

キ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額を入札書に記載すること。

ク 入札書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 入札書の提出

ア 提出方法：持参

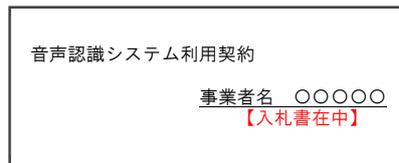
イ 提出期限：「5. 開札までの手続きに関する事項（8）開札の日時及び場所」に示す日時まで。
なお、期限までに提出しなかった場合は、失格とする。

ウ 提出場所：「2. 事務局」

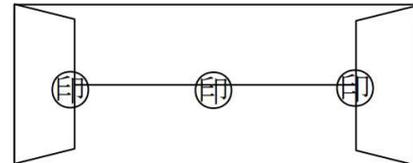
ただし、開札に立ち会う場合は「5. 開札までの手続きに関する事項（8）開札の日時及び場所」に示す場所に直接持ち込むことも可とする。

エ その他：入札書は封入し、糊付けしたうえで、下図のとおり封筒表面には本件件名及び事業者名を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。また、封筒裏面には、入札書に押印した印鑑で割印すること。

図 【封筒表面】



【封筒裏面】



(6) 入札保証金等

入札保証金等は、次のとおりとする。

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 免除
- ウ 保証人 不要

(7) 入札の辞退

ア 入札参加資格確認結果通知を受けてから、入札書を提出するまでに入札を辞退する場合は、書面をもって「2. 事務局」に提出すること。なお、書面の書式は問わないが、この場合における申請者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）の申請者とし、申請者の所在地、名称又は商号、代表者職、氏名及び辞退理由を記載し、押印のうえ、提出すること。

イ 入札書を提出した後は、入札の辞退を認めない。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時：令和7年5月26日（月）午前10時

イ 場所：松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所別館6階 第5委員会室

(9) 開札に関する事項

ア 開札は、入札者又はその代理人を1業者1名まで立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 松山市契約規則第6条の各号のいずれかに該当する入札
- イ 予定価格の110分の100を超えて行った入札
- ウ 氏名又は入札金額を訂正した入札

(11) 入札の中止等

天災その他やむを得ない理由があるとき、又は不正の行為が認められる等明らかに競争の実効がないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことがある。このとき、入札参加者が損失を受けても本市は賠償の責を負わない。

(12) その他

- ア 一度提出した入札書は、これを書換え、又は引換えをすることができない。
- イ その他、入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び松山市財務会計規則並びに松山市契約規則の定めるところによる。
- ウ 本件関係書類は、本件以外での使用は認めない。
- エ 疑義、確認等がなかった本件に関する事項についての解釈は、本市の解釈によるものとする。
- オ 本件の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときなどは、当該入札者に対し説明を求めることがある。

6. 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札者の決定

- ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札した者とする。なお、落札者となるべき金額の入札参加者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、抽選により落札者を決定する。ただし、入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- イ 落札者がいない場合は再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

(2) 落札者の公表等

- ア 落札者については、落札決定後、松山市ホームページで公表する。
- イ 落札者の決定については、各入札参加者に書面等により通知する。

7. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 入札説明書に違反した場合
- ウ 公正を欠いた行為があったとして本市が認めた場合
- エ 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- オ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

8. その他

- ア 本件の入札は、入札参加者が1者の場合も入札執行するものとする。
- イ 本件の入札に当たっては、入札説明書等に関する質問期間を設けているため、入札参加資格を得た者は、入札書提出後において入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 本件の入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- エ 天災その他やむを得ない事情により、契約内容や金額の変更、又は契約そのものの締結を中止することができる。このとき、入札参加者が損失を受けても、本市は賠償の責を負わない。